

枝番号付番申請に伴う住所変更などの手続きについて

◆ 手続きが不要なもの（書き換えの手続きは町が行います。）

住民異動
印鑑登録
国民健康保険
後期高齢者医療
介護保険
児童手当

◆ 手続きが必要なもの（役場関係）

内容	担当窓口	場所
マイナンバーカード・住民基本台帳カード	町民課 戸籍係	本庁舎1F
在留カード・特別永住者証明書		
小児医療証	子育て支援課 子育て支援係	
ひとり親医療証		
児童扶養手当証書		
特別児童扶養手当証書		
債権者登録	会計課	
送付先指定届	税務課/町民課/子育て支援課	
	福祉課	保健センター
下水道事業受益者負担金受益者住所	下水道課 下水道業務係	本庁舎3F
排水設備工事指定工事店住所		
排水設備工事責任技術者住所		
排水設備設置等融資あっせん申請者及び連帯保証人住所		
図書館利用券	生涯学習課 図書館	図書館
し尿処理登録世帯（くみ取りトイレ使用世帯）	美化センター	
公共施設使用者登録	各公共施設	

◆ 手続きが必要なものの一例（役場以外）

- 土地・建物登記簿の所有者等の住所変更登記
- 自動車の運転免許証・車検証の住所変更
- 金融機関、電気、ガス、水道、保険など個人的な契約等に係る住所変更
- 勤務先等への届出、学校等への連絡
- <各種年金加入者及び受給者> 年金事務所等への届出
 - ※社会保険・共済保険・国保組合に加入している方は、健康保険組合・共済組合・国保組合等に確認が必要です。
 - ※国民年金に加入している方は、年金事務所への確認が必要です。
- <各種健康保険組合等の加入者> 勤務先等への届出
- 大磯町ファミリー・サポート・センター会員証（(社福)大磯町社会福祉協議会）など